

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案

規制の名称：入国警備官による違反調査の権限に係る規定の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省出入国在留管理庁参事官室

評価実施時期：令和2年10月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近時の社会の情報化・デジタル化に伴い、入国警備官による違反調査手続においても、電磁的記録等に係る証拠収集が必要となる場面が増加しているため、これに合わせて入国警備官による違反調査の権限を整備しなければ、退去強制対象者に該当し得る外国人について、実効的な違反調査手続を行うことができなくなるおそれがある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### [課題]

近時の社会の情報化・デジタル化に伴い、入国警備官による違反調査手続においても、電磁的記録等に係る証拠収集が必要となる場面が増加している。

#### [課題の発生原因]

上記のとおり、高度に情報化した近時の社会情勢に鑑み、入国警備官による違反調査の権限に係る規定を整備するものであるから、本課題は、一過性のものではなく、恒久的なものといえる。

#### [規制の内容]

本規制は、電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷さ

せた上で当該記録媒体を差し押さえる記録命令付差押えを認めるなど、違反調査手続における電磁的記録等に係る証拠収集手続に係る規定を整備するものである。

上述のとおり、本規制は近時の社会の情報化・デジタル化に伴って整備するものであり、強制調査は法律の規定なく行うことは不可能であるから、電磁的記録に係る調査活動を実効的に行うためには、本規制を採用するのが妥当である。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制を導入することにより、記録命令付差押え等を受けた者において、必要な電磁的記録を記録又は印刷した記録媒体等に係る各種費用が必要になることが予想される。

国においては、既に行っている違反調査手続に新たな手続が追加されるものであるから、新規に必要な費用は限定的であると思われる。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるの

か」、つまり定量的に記載することが求められる。

違反調査の権限に係る規定が整備されることで、退去強制対象者に該当し得る外国人について、電磁的記録等に係る入国警備官による違反調査をより実効的に行うことができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

該当なし

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は事業活動を規制するものではないため、副次的な影響及び波及的な影響は生じないものとする。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

違反調査の対象となる者において必要となる記録媒体等に係る費用に対して、実効的な違反調査による一層適正な退去強制手続の実現により得られる便益は、社会秩序の基本に関わるものであって、極めて大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

差押え等の強制調査は、法律の規定なく行うことはできないから、本規制の採用以外に想定される代替案はない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から 5 年後（令和 8 年目処）に事後評価を実施する予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、入管法違反に係る統計等により、費用、効果等を検証することとする。